

区長業務の御案内

令和5年4月 富津市

区長の職務について

富津市区長設置要綱第3条の規定により、各地区から市の事業にご協力いただく方を推薦していただき、市長が区長として委嘱します。

富津市において、区長の定数は**107人**となっています。

【区長の身分】

令和元年度まで 非常勤特別職

地方公務員法の一部改正により、非常勤特別職の要件が厳格化

令和2年4月から 私人（有償ボランティア）

資料1.

各区区域一覧

地区	区名	区域	地区	区名	区域
富津地区	東町区	富津東町	大佐和地区	中村1区	本村
	中町区	富津中町		// 2区	駅前通り
	西町区	富津西町		鶴岡区	鶴岡
	富津浜町区	富津浜町		大坪区	大坪
	新町区	富津新町		八幡区	八幡
	新井区	新井全域		笹毛区	笹毛
	川名区	川名全域		大佐和地区計 40区	
	磯部区	磯部全域		瀬第1区	長浜第1、長浜第2
	大堀1区	大堀1区		// 第2区	富士見町
	大堀2区	大堀2区		// 第3区	下町
	大堀5区	大堀5区	// 第4区	仲町	
	青木区	青木全域	// 第5区	上町、大伏	
	西川区	西川全域	// 第6区	鞍馬	
	山王区	下飯野、上飯野の一部 二間塚の一部	// 第7区	岩波	
	下飯野区	下飯野、上飯野の一部	// 第8区	更和	
	上飯野区	上飯野	// 第9区	加藤	
	本郷区	本郷全域、前久保の一部	// 第10区	望井	
	二間塚区	二間塚、前久保の一部、本郷の一部、下飯野、上飯野の一部	// 第11区	台原	
	富津地区計	18区	// 第12区	桜井第1、桜井第2	
	大佐和地区	上岩入区	上岩入	天神山第1区	海良
		下岩入区	下岩入	// 第2区	赤津
粟畑区		粟畑	// 第3区	花精	
海老田区		海老田	// 第4区	不入斗第1、不入斗第2	
仲荒区		荒戸、仲嘆	// 第5区	長崎	
寺谷区		寺谷	// 第6区	横山	
太田区		太田	// 第7区	相川第1、相川第2	
高根区		高根	// 第8区	梨沢1、2、3	
小久保浜町区		南浜町、北浜町	竹岡第1区	龍岡、寺町、十宮	
仲町区		仲町	// 第2区	南町、新町	
上町区		上町	// 第3区	川向、外巻、松原、森戸、東田	
川向区		川向	// 第4区	仲村、大蓋戸、山入、金山	
弁天区		弁天	// 第5区	関山、下白狐、上白狐	
岩瀬1区		岩瀬1	// 第6区	谷塚、大浜、星谷	
// 2区		// 2	// 第7区	黄金井戸、菟生新町	
// 3区		// 3	金谷第1区	富貴、大沢、島戸倉、芝崎	
// 4区		// 4	// 第3区	荒戸	
// 5区		// 5	// 第4区	仲台、岡	
千種新田1区		千種新田1	// 第5区	久保	
// 2区		// 2	// 第6区	新町	
// 3区		// 3	// 第7区	仲町	
西大和田区		西大和田	// 第8区	田尻	
綱区		綱	榊上第1区	中郷	
相野谷区		相野谷	// 第2区	小志駒、岩本	
一俣区		一色、俣子谷	// 第3区	田原、山崎	
上区		上	// 第4区	六野、大森	
近藤区		近藤	// 第5区	寺尾、恩田	
八田沼区		八田沼	// 第6区	東大和田	
中区		中	// 第7区	田倉	
宝竜寺区		宝竜寺	// 第8区	高溝	
花巻谷区		花巻谷	// 第9区	宇藤原	
佐貴区		佐貴	// 第10区	志駒下郷、志駒中郷、志駒上郷	
東佐貴区		東佐貴	// 第11区	奥原、下沢、奥畑	
亀沢区		亀沢	// 第12区	大川崎、大田和	
富津プリストビル区域を含む			// 第13区	関、小畑、神楽、こ代原	
		// 第14区	中倉第1、中倉第2、志組、小		
		// 第15区	戸面原、逆木、宇藤木、上郷		
		天羽地区計	49区		
		富津市合計	107区		

〈区長の職務〉

区長は区の代表者として、役員を統括しながら組織の運営を行い、行政に関するさまざまなことにご協力いただいています。

- ・ **市からの通知事項の周知伝達、各種文書の配布に関すること**
- ・ **簡易な調査報告に関すること**
- ・ **地域住民の建設的な意見の連絡に関すること**
- ・ **市長が必要と認めた職務**

・各種文書の配布に関すること

【発送日について】

原則第2週の木曜日・金曜日

※天候などにより、発送日の可能性あり

【配布物及び回覧物必要数の連絡】

各区へお届けする配布物と回覧物の部数は、区民の方の転入出によって変動します。配布数に変動が生じた場合は、担当までお知らせください。

【回覧板の配付】

富津・大佐和地区 市役所 1階 市民課窓口

天羽地区 天羽行政センター

※必要数が増えた場合や、古くなって破損した場合等は、新しいものと交換いたします。

資料2.

令和5年度的回覧物配布予定一覧

年	月	天羽発送日	富津地区・大佐和地区 発送日
令和5年 (2023年)	4月	6日	7日
	5月	11日	12日
	6月	8日	9日
	7月	6日	7日
	8月	9日	10日
	9月	7日	8日
	10月	12日	13日
	11月	9日	10日
令和6年 (2024年)	12月	7日	8日
	1月	11日	12日
	2月	8日	9日
	3月	7日	8日



〈区への加入促進〉

「明るく、住みよいまちづくり」が実現できるために
→地元区からの加入や協力を呼び掛けることが必要
(コミュニケーションを図り、お互いの立場を理解)

【加入啓発】

チラシ等を作成して区・自治会、加入者双方の
メリットを確認し、住民間で認識を共有

○個人情報やプライバシーの保護について

職務上、知り得た個人情報やプライバシーは、トラブルを避けるためにも、口外しないようにしましょう。

区(自治会)に加入しましょう

区(自治会)とは…
地域に住む人たちが、となり近所でお互いに助け合い協力しあって、自分たちの住む地域を明るく住みよい安全・安心な地域にしようと自主的に活動する最も身近な住民組織です。

市内で行われている活動の例

- 情報の共有**
回覧などを通じて市などからの様々な情報が届けられます。
- 環境美化**
快適で美しいまちを維持するため、道路や側溝など地域の清掃活動を行っています。
- イベント・交流**
地域の祭礼などに参加することで、地域の皆さんとの交流を深めることができます。
- 防犯活動**
空き巣、不審者対策として地域住民による防犯パトロールや子供の安全見守りが行われています。
- 災害対策**
地域での見守りや、防災訓練などを行い、いざという時に頼れるご近所の絆作りに取り組んでいます。

区(自治会)への加入について…
お住まいの地区の区長へお申し出ください。
区長がわからない場合は、下記担当課へお問い合わせください。

富津市役所 市民部市民課 TEL 0439-80-1252

富津市おもてなしキャラクター ふっつん

↑ 転入・転居の手続きの際、窓口配付

〈地区区長会〉

（目的）

区長相互の信頼と連携を深めるとともに、市の行政、地域社会及び地区住民との交流を密にし、民主的なよりよい社会づくりのため積極的に推進することを目的とする。

（種類）

- ・ 富津地区区長会（富津・青堀・飯野地区の区域における全18区）
- ・ 大佐和地区区長会（小久保・岩瀬・千種新田・吉野・佐貫地区の区域における全40区）
- ・ 天羽地区区長会（湊・天神山・竹岡・金谷・峰上地区の区域における49区）

〈連絡先の照会〉

市の業務や公益上必要と認められる場合は、次の範囲で公表しています。

請求者	利用目的
・ 転入・転居された方 ・ 区民の方 など	①ゴミステーションの利用等についての照会 ②自治会の活動に関することについての照会 ③集会所の利用についての照会
・ 上下水道、電気、ガス等工事関係者 ・ 不動産業者、建設、開発業者 など	①工事に伴う住民の方への注意喚起 ②地元説明会の開催の周知 ③区長の承諾や現地立ち合い ④ほか、工事施工に伴う協力依頼に関すること
・ 国、県の機関 など	①市民生活の安全に係る回覧物等の配布 ②当該区に対する意見・要望の聴取 ③ほか、官公署等の事業に係る場合

〈自治振興交付金〉

区に対する運営助成として、自治振興交付金を交付します。

交付金額を算出するために毎年4月1日現在の区加入世帯数をお届けいただき、7月下旬に交付をいたします。

【自治振興交付金算出根拠】

(一般分) 300円×世帯数	(特別分) 500世帯以上700世帯未満	126,000円を加算
	700世帯以上	252,000円を加算

【提出いただく書類】 (申請時)

①振込口座届出書 ②申請書 ③収支予算書 (HP掲載) ④区名義の口座の写し

〈区長報酬及び交通費〉

【区長報償費】

- ・均等割 124,000円（年額）
- ・戸数割 600円×世帯数（年額）
- ・世帯数 毎年4月1日現在における各区の加入世帯数
- ・振込時期 （上期）10月下旬、（下期）翌年度4月下旬
※均等割と戸数割の合計額を2分の1ずつ支給

【交通費】

対象となる会議 富津市区長会議に出席された区長に対し、
支給額 自家用車 1キロにつき30円
交通機関 実費旅客運賃

【提出いただく書類】

- ①区長報酬振込依頼書 ②個人番号の提供書 ③区長個人の通帳の写し

〈区長業務総合補償〉

- (1) 保険期間 令和5年4月1日から令和6年31日まで
- (2) 対象者 区長
- (3) 補償となる活動 区長回覧の配付・防犯パトロール中など区長の職務内での事故

〈市民活動災害補償〉

- (1) 保険期間 令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
- (2) 対象者 指導者、運営スタッフ・ボランティア等
- (3) 手続き 区の行事の一環で活動を行う場合には事前の手続き不要

※上記以外の場合は事前に「ボランティア活動計画書」の提出が必要です。

○補償の対象となる活動

活動名称	活動内容
地域社会活動	区の活動、防犯・防災活動、清掃活動（道路、河川、公園、その他、公共の施設）、リサイクル活動、募金活動など。
社会教育活動	スポーツの指導、文化活動の指導
社会福祉活動	在宅高齢者・身障者の見回り、ホームヘルプ、手話通訳、就労・社会復帰のための援護活動など。
青少年健全育成活動	子ども会（主催者）
市主催事業活動	市が主催又は共催する事業の運営ボランティア、防災訓練、講座・講演会の手伝いなど。

〈コミュニティ助成事業〉

一般財団法人 自治総合センターにより、宝くじの社会貢献広報事業として、コミュニティ活動に必要な備品や集会施設の整備等、地域文化への支援や地域づくり等に対して助成を行い、地域社会の健全な発展と住民福祉の向上に寄与することを目的として助成を行うものです。



事業の名称	助成内容
一般コミュニティ助成事業	<p>地域のコミュニティ活動に直接必要な設備の整備</p> <p>(主な事業例) 山車、神輿の修繕や新規購入、祭礼用具の修繕や購入</p> <p>(助成額) 100万円から250万円まで</p>
コミュニティ助成事業	<p>コミュニティ施設の建設及び大規模な修繕備品の整備</p> <p>(主な事業例) コミュニティセンターの新築、大規模 修繕</p> <p>(助成額) 対象となる総事業費の5分の3以内に相当する額 (上限1500万円)</p> <p>(条件) 認可地縁団体であること</p>

【助成事業の申請について】

(申請時期)

例年 8 月頃千葉県より募集案内

(申請要件)

- ・ 一般コミュニティ助成 → 1市町村1件を基本としつつ、
予備枠を含めて、1市町村2件まで

申請可

- ・ コミュニティセンター助成事業 → 1市町村 1件

なお、提出された内容を自治総合センターが審査を行うため、提出された申請が必ず採択されるものとは限りません。

事業内容等が助成条件に合致していても不採択になる場合がありますので、ご留意ください。

〈災害時における情報収集に関すること〉

大規模な災害が発生した場合には、円滑な応急対策を実施するため、区内の情報収集、被害状況の確認や取りまとめの協力をお願いします。

また、災害発生時において、市から各区へ状況確認の連絡することがありますので、区内における連絡体制の整備をお願いします。

〇ご協力をお願いする内容

① 被災状況の確認【別記様式：被災状況報告書】

- ・被災日時 ・被災場所又は地域 ・原因(判明する場合) ・被害状況
- ・応急措置等の状況

② 区民の避難状況の確認【別記様式：避難状況報告書】

- ・避難先 ・避難者数 ・安否不明者数

③ 必要とする救援物資の取りまとめ【別記様式：支援物資要請書】

※ 様式は市ホームページに掲載しています。

④ 避難所の運営

大規模な災害発生時は、行政のみによる運営には限界があります。自治会、施設管理者、避難者との連携・協力が必要です。

※「富津市避難所運営マニュアル」のご確認をお願いします。

〈地域防災力の向上に関すること〉

(1) 自主防災組織

自主防災組織とは・・・

平成7年の阪神・淡路大震災では、家屋の倒壊などにより生き埋めや閉じ込められた人のうち、消防などの公的機関の救助「公助」によるものはわずか2%で、多くは自力または家族や隣人などの地域住民によって救助されました。

大規模災害時は、いろいろな場所で火災等が発生し、全ての災害現場に消防職員が駆けつけることは不可能な状態であり、公的機関による被災者支援等の緊急対応である「公助」には限界があります。

そのような状態の中では、地域住民一人一人が「自分たちの地域は自分たちで守る」という「共助」の取り組みが大変重要です。そのためには、初期消火、救出、救護、避難誘導など地域単位の自主的防災活動が求められ、これらの役割を担うのが「自主防災組織」です。

① 結成のお願い

自主防災組織は、災害時に連携し初期消火、救出、救護、避難等の活動をするため結成される組織です。災害が発生した場合、地域のコミュニティの力によるところが大きいいため、市では、自主防災組織の結成を推進しており、活動支援のため、必要な資機材の交付を行っています。詳細については、本日配布している「自主防災組織の手引き」をご覧ください、ご相談下さい。

【令和5年4月1日時点 86団体結成済】

② 資機材の点検

自主防災組織に交付している物品（ハンドマイク、担架、ヘルメット等）の点検と担当者が代わられた時には引き継ぎをお願いします。

③ 活動の推進

大規模災害発生直後の混乱期には行政による支援は困難となることが予想されます。

自助・共助を発揮するため日ごろから訓練を実施し有事に備えてください。

④ 資機材の交付

市では、設立されている自主防災組織を対象に、自主防災資機材（発電機、チェーンソー、消火器、担架など）の交付を行っています。

新規設立団体を優先いたしますが、以前に交付した団体に対しても資機材の更新や拡充のため再交付することも可能です。

※希望される自主防災組織は、5月末までに防災安全課（80-1266）までご連絡ください。

【令和4年度交付団体 新規6団体、既設7団体】

(2) 地域が主体となった地区防災訓練の実施

大規模な災害が発生した場合、市は全力で災害応急対策にあたることとなりますが、被害の拡大を防ぐためには、国や県、市の対応（公助）には限界があります。そこで、「自らの命は自ら守る」（自助）とともに、普段から顔を合わせている地域や近隣の人々が集まって、互いに協力し合いながら、「自分達のまちは地域のみみんなで守る」（共助）を意識し、いざという時に行動できるよう、地域が主体となった地区防災訓練を実施することが重要です。

地区防災訓練は、土砂災害、洪水、地震、津波、高潮などのうち、その地区の特性に応じた災害を想定した訓練を行うことができるため、各地区での実施をご検討下さい。

市では、「出前講座」として、地区防災訓練の実施方法の助言、想定される災害の説明等を行い訓練にご協力しますので、ご相談下さい。

(3) 避難行動要支援者に対する支援

市では、災害発生時に自ら避難することが困難で、支援を要する人(要支援者)を地域の力で、安全に避難できるように、要支援者一人ひとりの避難方法などを事前に取り決めておく「個別避難計画」の作成など支援体制の構築をお願いしています。いざという時、要支援者が身の安全を確保できる安心の地域づくりには、自治会を中心とした地域の皆さんの支援が欠かせません。

日ごろから地域にどのような要支援者がお住まいで、地域でどのような支援ができるかを話し合ってください。市では、市と「避難行動要支援者情報の提供に関する協定」を結んでいる区に対し、「避難行動要支援者名簿」及び「個別避難計画」を提供しています。
【令和5年4月1日現在 99区協定締結済】

※今年度、市職員が「個別避難計画」を作成していない方のお宅を災害の危険性の高い地域から順次訪問し、計画の作成を支援してまいりますので、ご理解とご協力をお願いします。

※1 避難行動要支援者

自ら避難することが困難であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する方

※2 避難行動要支援者情報の提供に関する協定

市が作成する避難行動要支援者名簿の提供に関する取り決めに定めたもの

※3 避難行動要支援者名簿

災害基本法に基づき、避難行動要支援者をあらかじめ登録しておく名簿

※4 個別避難計画

避難行動要支援者が災害時に迅速かつ適切に避難を行うための計画

【避難行動要支援者の具体的な対象者】

- 70歳以上の単身者及び70歳以上のみの世帯の方
- 介護保険法における要介護度3以上の認定者
- 重度障がいをお持ちの方 身体障害者手帳1級及び2級
- 療育手帳A、精神障害者保健福祉手帳1級
- 上記以外で避難支援を希望する方

（４）各地区施設の避難所としての活用

各地区内にある集会所や区公民館などは、災害の種類や規模によりますが、施設の安全確認ができた場合には、市が指定する避難所より安全な場合があります。日頃から集会所や区公民館などの活用について話し合ってくださいようお願いします。

（５）災害時協力井戸や水源等の情報共有

市では、災害時の生活用水を確保するため、地域の皆さんに生活用水を提供していただける「災害時協力井戸」を募集しています。登録いただいた井戸の情報は、区へ提供しておりますので、各区内で情報の共有をお願いします。その他、地域の中で共同使用できる井戸や水源等があるか、日頃から情報の共有をしていただくようお願いします。

【令和5年4月1日現在 法人2件、個人9件登録済】

○その他、区長様にお知らせしたいこと

(1) 避難所自動解錠ボックス

大規模な地震が発生した場合、市職員自らも被災者となり、道路の寸断や家屋の倒壊などにより避難所に到達することができないことも考えられます。

避難者自ら避難所を開設できるよう一部の避難所に避難所自動解錠ボックスを設置しています。

避難所自動解錠ボックスは、体育館の入口付近に設置され、震度5弱以上の揺れを感知した際には自動で解錠されます。ボックスの中には、体育館入口の鍵が入っているので、市職員がいなくても避難者が体育館の扉を開けることが可能です。また、電気を使わない方式なので停電時でも解錠できます。

◆避難所自動解錠ボックスを設置している避難所◆

富津小学校	青堀小学校	飯野小学校	富津中学校
大貫小学校	大佐和中学校	吉野小学校	佐貫小学校
旧佐貫中学校	天羽小学校	天羽中学校	旧天神山小学校
旧竹岡小学校	旧金谷小学校	環小学校	旧天羽東中学校

※「大佐和中学校」は現在体育館が使用できない為、解錠ボックス内に鍵はありません。

(2) 避難所運営マニュアル

行政のみによる避難所運営には限界があり、避難者、地域住民や施設管理者との協力・連携が重要となります。

過去の災害では、避難所運営マニュアルが作成されていない自治体において避難所運営に混乱が生じたことなどから、市職員だけでなく、施設管理者、自治会、自主防災組織の役員、避難者などが協力・連携し避難所運営にあたるための「避難所運営マニュアル」を作成しています。

※新任の区長様には本日フラットファイルにて配布しております。

大規模な災害発生時に避難所の迅速な開設、円滑な運営のための運営委員会の設置や業務などを明確にし、避難所の良好な環境を確保することを目的としています。

また、この「避難所開設マニュアル」については、各指定避難所にある「避難所開設キット」というケースに入っています。

(3) 富津市安全安心メール（区長向け）

災害時、広報の手段として防災行政無線や富津市安全安心メール（**一般向け**）を活用していますが、区長様には、直接連絡できる手段の1つとして「富津市安全安心メール（**区長向け**）」の登録をお願いしています。

メールを登録していただくことで、令和元年房総半島台風のような災害時に富津市から区長様への連絡手段の一つとして利用していただきます。

※本日配布している「登録手順書」を参考に、「アカウント通知書」に記載してある区長様ごとの「ログインID」と「パスワード」を入力して登録していただきますようお願いいたします。

(4) 富津市防災ハザードマップについて

風水害や土砂災害などの自然災害へのリスクや指定緊急避難場所などを地図で示した、富津市防災ハザードマップを作成しました。

ハザードマップとは、自然災害による被害を予測し、被害箇所を地図で示したものです。

また、インターネット上で常に最新の情報が見られる富津市WEB版防災ハザードマップも作成しましたので、避難先への経路の確認や防災対策にぜひ、ご活用ください。

富津市WEB版防災ハザードマップURL

<https://www.city.futtsu.lg.jp/0000006977.html>



【防災安全課 防災安全係 電話 8 0 - 1 2 6 6】